

自然環境整備計画(国定公園等整備事業)の目標、計画期間及び整備方針

都道府県名	愛知県			個別地域	愛知高原国定公園(豊田市旭高原自然活用村)		
計画期間	平成	30	年度	～	平成	31	年度

目標

大目標：豊かな自然とのふれあいの場である旭高原自然活用村公園施設を安全かつ快適に利用できるように整備する。
 目標：駐車場と公衆便所を整備して、駐車場不足の解消及び、利用者の利便性と安全性の向上を図る。

目標設定の根拠

個別地域の現状

・旭高原は、愛知県北東部に位置し、標高650mの高原に自然豊かで広大な市有地を活用した公園施設である。
 ・旭高原には、クリコナラ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林、モチツツジ・アカマツ群集などが分布。湿原を有することからサウ、キンランなども植生するが、特に、環境省発行のレッドデータブックで愛知県の世界絶滅危惧Ⅱ類に指定されている自生ハナノキなど稀少な植物も生息している。
 ・昭和29年に開設された旧旭村営牧場用地を有効活用するため、昭和57年から、旧旭町が国庫の補助を受けて、愛知高原国定公園内に旭高原自然活用村として自然体験を目的とした野営場や、運動場、体験・宿泊施設等を整備したものである。広大な牧場の中で自然観察を主として天体観測や小動物とのふれあいが体験できるほか、バンガロー、テント村等の宿泊施設を有しているため、自然の中で都市と農山村の交流を図る場所となっている。
 平成6年に冬場の閑散期対策として「雪の公園」と称して天文台と人工降雪機を設置。平成18年に人工造雪装置を導入し、平成26年に37,706人の入込があったり、毎年3万人以上の利用がある。
 夏場の体験や宿泊も、隣接する愛知県旭高原少年自然の家と連携しながら、順調な稼働を維持している。なお、現在では平成17年の市町村合併により、豊田市が施設を継承している。

課題

・旭高原自然活用村公園施設は、野営場に特化した駐車場がないため慢性的に駐車場が不足しており、非常に不便な状況である。近年は、雪の広場利用者が激増しており、早急に駐車場整備を行う必要がある。
 また、約28haの公園内にはトイレが少ない上、野営場特にキャンプ及びバーベキュー場から遠いため利用者の利便性に課題がある。
 したがって、野営場利用者のために公衆便所を整備して、快適な公園利用ができるようにする必要がある。
 ・駐車場整備については、前期計画で土地造成、擁壁、排水施設、舗装の一部分等を実施したところであり、本計画において舗装等を行う。
 参考：施設全体利用者数の推移は、H24=151,253人、H25=162,910人、H26=161,693人、H27=152,075人、H28=150,609人
 バーベキュー、デイキャンプ利用者数の推移は、H24=8,765人、H25=9,190人、H26=9,551人、H27=9,646人、H28=9,553人と5年間で788人(9%)の増加。※主に4～11月利用
 雪の広場(雪そりゲレンデ)利用者数の推移は、H24=34,400人、H25=37,925人、H26=37,706人、H27=30,312人、H28=35,455人と5年間で1,055人(3%)の増加。近年は、1日2,000人を超える入場も多くなっていて、駐車場対策が喫緊の課題である。※12～3月利用

個別地域の整備方針

・旭高原自然活用村公園施設の野営場について、市の総合計画や旭高原元気村再生基本計画等に基づき、新規に駐車場と公衆便所を整備する。
 ・整備する施設は、自然環境に配慮した構造とする。建物等については木造とするが、やむを得ず鋼製またはコンクリート製とするものは、周りの景観を壊さないよう配慮をする。

方針に沿った主要な事業

1-6豊田市旭高原自然活用村野営場整備事業
 駐車場及び公衆便所の新設。

目標を定量化する指標

指標	単位	定義	調査等の方法	目標と指標及び目標値の関連性	従前値		目標値	
						基準年度		目標年度
1. 計画地区利用者数	人	旭高原自然活用村公園施設野営場、運動場の利用者数	利用者数の実数調査から推計	旭高原自然活用村公園施設野営場及び運動場の魅力に対応する指標とし、従前の約5%増を目指す。	161,693	平成26年	170,000	平成31年

その他必要な事項

自然環境整備計画に関する事前評価用チェックシート

都道府県名	愛知県	計画期間	平成 30 年度～平成 31 年度
個別地域名	愛知高原国定公園(豊田市旭高原自然活用村)	評価年度	平成 29 年度
1 事業の必要性			チェック欄
★ (1)	事業区域の自然環境、施設整備の現状及び利用の動向等から、事業を実施する必要が認められる。		○
★ (2)	上位計画との整合性が確保されている。		○
★ (3)	自然環境整備交付金取扱要領の 1 に定める交付対象事業等である。		○
2 事業の有効性			チェック欄
★ (1) 公園等の利用			
利用の場合に選択	①	自然体験活動や自然環境学習の場として活用するための整備である。	○
	②	適正な利用への誘導のための整備である。	○
	③	利用環境の向上、安全性の向上のための整備である。	○
	④	質の高い、魅力ある景観づくりのための整備である。	○
	⑤	全ての人を楽しめるようユニバーサルデザイン等を考慮している。	○
	⑥	国際的な保護地を活用するための整備である。	○
(2) 公園等の保護			
	生物多様性の確保や自然環境の保全等のための整備である。		
★ (1) 公園等の保護			
保護の場合に選択	①	地域に固有の生態系を確保するための整備である。	
	②	絶滅のおそれのある野生生物の生息・生育環境を保全するための整備である。	
	③	地域に固有の風景を保護するための整備である。	
	④	モニタリング計画が策定されている。	
	⑤	科学的知見に基づく順応的取り組みや計画を評価する体制が整っている。	
	⑥	国際的な保護地を活用するための整備である。	
(2) 公園等の利用			
	自然体験活動や自然環境学習の場として活用するための整備である。		
3 目標と指標の妥当性・実現可能性			チェック欄
★ (1) 目標と指標の妥当性			
	①	目標に対応した適切な指標が設定されている。	○
	②	指標及び数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
(2) 経済性			
	長寿命化やコストの削減に努めるなど経済性に配慮している。		○
(3) 自然環境等への配慮			
	自然環境や地球環境に対し、以下のような配慮をした事業である。 ・整備による風景への影響を最小限とするよう配慮 ・省エネの推進や再生エネルギーの活用 ・地域材等の天然材料等、生態系に配慮した資材の利用 ・外来種の持ち込み対策等に対する施工上の配慮 ・木材を利用する場合に間伐材を使用 ・廃棄物が発生する場合にリサイクル等を推進		○
★ (4) 実現可能性			
	①	関係機関や地域との合意が形成されている。	○
	②	整備完了後適切に維持管理が実施される予定である。	○
	③	事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○

注：★は必須項目